

內
第
六
号

起案

令和元年五月一日

洪定上奏

令和元年五月

公布

令和

1

1

九

内閣總理大臣

卷之三

內閣官房長官

庚
辰

日
本
始

内閣総務官

原

內閣

柴山國務大臣	河野國務大臣	山下國務大臣	石田國務大臣	吉川國務大臣	根本國務大臣
原田國務大臣	石井國務大臣	世耕國務大臣	菅國務大臣	片山國務大臣	岩屋國務大臣
平井國務大臣	鈴木國務大臣	國務大臣	國務大臣	山本國務大臣	宮腰國務大臣
渡辺國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	茂木國務大臣	國務大臣
卷頭	五	五	五	五	五

即位後朝見の儀を國の儀式として行うことについて

右閣議に供します。

おつて、閣議決定の上は、別紙内閣告示案により、令和元年 五 月 一 日
付けをもって公示することといたしたい。

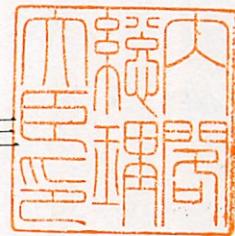
指 令 案

即位後朝見の儀を國の儀式として行うことについて請議のとおり。

宮内秘発甲第6号
令和元年5月1日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



即位後朝見の儀を国の儀式として行うことについて

標記について、別紙1のとおり閣議を求める。

なお、閣議決定の上は、別紙2のとおり内閣告示をもって公示願いたい。

日本国政府

即位後朝見の儀を國の儀式として行うことについて

〔令和元年5月1日
閣議決定案〕

- 1 國の儀式として、即位後朝見の儀を行う。
- 2 即位後朝見の儀は、令和元年5月1日、宮中において行う。
- 3 即位後朝見の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

日本国政府

○、内閣告示第 六 号

一 国の儀式として、即位後朝見の儀を行う。

二 即位後朝見の儀は、令和元年五月一日、宮中において行う。

三 即位後朝見の儀の細目は、宮内庁長官が定める。

令和元年 五 月 一 日

内閣總理大臣 安倍 晋三

日本国政府